

令和5年度青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）留意事項

1 目的

本事業は、平成24年4月1日から施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度について、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等の行為を行うことができる介護職員（介護福祉士を含む。以下同じ。）を養成することを目的とする。

2 実施主体

青森県

なお、研修の一部は、公益社団法人青森県老人保健施設協会に委託する。

3 受講料

基本研修は無料とし、実地研修は実費負担とする。

4 対象者

以下の条件をすべて満たす介護職員等で、重度障害者（児）等の特定の者に対して、たんの吸引等の行為を行う必要のある者とする。

ア 勤務先の事業所（施設を含む。）に指導看護師がおり、実地研修に際し受講生の指導を行うことができること。

なお、申し込みは、原則、受講者と指導看護師のペアの申し込みとする。

また、既に自施設等に指導看護師がいる場合は、この限りでない。

単独の訪問介護事業所等については、必ず各事業所で指導看護師を依頼しての申し込みとする。

イ 基本研修（講義8時間＋演習）の全課程に出席できること。なお、単位制でないことから、一部受講は原則として認めない。

ウ 基本研修の講義終了後に実施する筆記試験（所要時間30分）を受けられること。なお、筆記試験は、総得点の9割以上が合格であり、合格しなかった者は、実地研修を受講できない。

エ 所属先が施設の場合は、当該施設に現に3年以上常勤職員として従事していること。また、所属先が居宅サービス等の事業所である場合は、当該事業所に現に5年以上常勤職員として従事していること。

オ 事業者の代表者又は施設長若しくは管理者が推薦した者。

カ 実地研修に係る受講料を負担できる者（事業所の負担でも可とする）。

キ 対象となる特定の利用者本人（又はその家族）から、実地研修を行うことについて同意を得られる者。

ク 事業所が登録特定行為事業者として登録している又は登録申請を行う予定であること。

5 定員

約15人

※ 応募は原則として、1事業所につき介護職員等1人までとするが、実地研修の対象となる利用者が2人以上いる場合は、1事業所につき介護職員等2人まで応募可能とする。

ただし、応募人数が定員を超えた場合は、申込者調書の内容に基づいて選考する。

6 研修日程

(1) 基本研修（講義）

令和5年9月28日（木）：4時間

令和5年9月29日（金）：4時間＋筆記試験（30分）

(2) 基本研修（演習）

令和5年10月～11月予定

① シミュレーター演習：1時間程度

② 現場演習：1時間程度

(3) 実地研修

令和5年11月～令和6年2月実施予定

受講生の勤務する事業者に対して再委託して実施する予定

7 会場

(1) 基本研修（講義）

令和5年9月28日（木）：県庁西棟6階会議室

令和5年9月29日（金）：県庁西棟6階会議室

(2) 基本研修（演習）

青森市内

8 申込方法

本事業による研修の受講を希望する介護職員等は、次の申込書類一式（別紙1～3（受講者用）、別紙1～3（指導看護師用））を作成し、下記10の連絡先に簡易書留により郵送すること。

（受講者用）

- ・別紙1「喀痰吸引等研修事業（第三号研修）申込書」

- ・別紙 2 「喀痰吸引等研修事業（第三号研修）申込者調書」
- ・経歴書
- ・別紙 3 「推薦書（喀痰吸引等研修事業受講者用）」
（指導看護師用）
- ・別紙 1 「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込書」
- ・別紙 2 「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込者調書」
- ・別紙 3 「推薦書（喀痰吸引等研修の指導看護師用）」

9 応募期限

令和 5 年 8 月 2 9 日（火）必着

10 連絡先

〒 0 3 0 － 8 5 7 0

青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県健康福祉部障害福祉課障害福祉事業者グループ

電話番号：0 1 7 － 7 3 4 － 9 3 0 8